

インタビュー

## 社会的企業の中核たる社会的協同組合と社会的企業法

——レガコープ社会的協同組合連合会理事長  
コスタンツァ・ファネッリさんに聞く

私たちは社会的協同組合を規定する法律を持っています。社会的協同組合は労働者協同組合の中に含まれるので共通な項目を持っており、さらに社会性を持っているという点で381号法が加わります。ですから、協同組合の形態としては労働者協同組合に所属します。つまり、社会的協同組合はスペシャルな労働者協同組合、すなわちハンディを抱える主体者に労働を提供していく協同組合という形になっています。私たちは、労働者協同組合として認められて利益をこうむると同時に、さらに社会的協同組合として合法化されています。

レガの社会的協同組合連合会の設立総会で新しい社会的企業に関する法律(L118/2005)について批判をされていましたが？  
(\*)

1年ほど前に、イタリアにおいて社会的企業として唯一認められていたのは社会的協同組合でした。ところが社会的企業法において、他の主体も認められるという中で、困難も抱えてくる要素が出てきています。一方では同時に、私たちが、自分たちだけの利益を代弁するのではなく社会的な利益を代



弁するのだと考えると、社会的協同組合のモデルをもっと広げていくと同時に、他の形態の社会的企業も同じ活動をしていくことで、数が増え、全体としてその分野をよりよく高めていくという側面も持っていると思います。

ですから、そういう意味では、この挑戦を受けていく必要があると思いますし、社会的企業の中で社会的協同組合が最も社会性の主体になっていくものだ、ということを示していく必要があります。そのためには、私たちはポジティブに社会的企業の形成の

ために協力する活動をしています。本当の社会性を持つというプロフィールをつくるために、例えばどういう仕事をするのか、どういう責任を持たなければならないのか、といった基本的な原則を明らかにすることに貢献しています。すなわち、どの分野で社会的協同組合が活動するか、誰がそれに参加するか、ガバナンスの問題、コントロールシステムの問題についてこの法律に働きかけています。

この法律は、実際に施行するために議会でもうひとつ法律を通さなければならないのですが、まだそれはできていません。この暫定的な法律をより深めていって、本当に社会的な目的を持った活動をさせるために適切な法律になるように働きかけています。「社会的企業」という名前だけで、実際には仕事をしない企業がたくさんできてくるのではないか、という危惧があります。また、合法的に活動している私たちに対してマイナスの部分で競合するという危惧があるので、そのようにならないよう働きかけています。

日本では自治体が公共サービスをNPOなどに安く委託しようという動きもあります。それに対して反対していると理解してよいのでしょうか？

その通りです。イタリアも同じ状況で、実際そういう問題が起こっていて、いわゆる財経上の問題から安くするために第3セクターに競合性を持たせてきているということがあります。ボランティアでもなく、労働でもないということで、カムフラージュの

ような形で福祉の仕事をする状況が出てきているので、そうならないように注意をしています。

社会的企業法のポジティブなひとつ面は、「企業」であるかどうか、仕事を提供する主体なのかそうでないのか、で区別が可能であるという点です。しかし、まだ法律は施行されていませんが、もうすでに少ない財源で活動する組織が存在しているので、私たちの意向が法律の中に入れられるかどうかは、不明確です。

国は社会的企業に対して税制優遇はしないと断言しています。しかし、381号法がありますので、社会的企業の中で今のところ最も税制優遇を受けているのは社会的協同組合であるということになります。

それから、社会的企業法は営利目的を厳しく制限し、利益の分配を100%禁じているので、人々の関心が集まらないのではないかと思います。ですから、どちらかということ、社会性のある企業を法的に認めるということを目指していますが、実施する段階では魅力に欠けるのではないかと思います。

社会的協同組合が労働者協同組合である、という認識や社会的企業の限界といったことはコンフ・コーペラティーヴェ（Confcooperative）も共有しているのでしょうか？

コンフ・コープに加盟している社会的協同組合と一緒にこの議論をして高めてきていますので、ほとんどは基本的なところで共有しています。

労働組合との関係を重視されているということですが、このように厳しい経済情勢の中で労働協約についてどのように考えておられますか？

社会的協同組合は基本的に労働者協同組合と同じ見解です。ですから、私たちの社会的目的と共によりよい労働条件や経済条件を組合員に提供することも目標です。労働組合とディスカッションする場合もありますが、こういう姿勢を持っていますので労働組合と対立することはなく、労働組合とは基本的により関係にあります。むしろ例えば市場からの問題の方に影響を受けています。私たちの対話者は地方自治体ですが、国が財源を縮小する中でまた別の問題が出てきています。自分たちは労働者の経済状況をよりよくすることでは、労働組合とは基本的に一致しているのですが、第3者から来る問題で議論することがあります。そういう意味では、ただ安くするためにではなく、自分たちの活動をよりよくしていくために使うのであれば、経営上・組織上、フレキシブルであることは重要なことであり、別にマイナスなことではないと考えています。

381号法の「ハンディを負っている主体者」の捉え方ですが、国内法的にははっきりしていて身体的、精神的に障害を抱えている人と規定されているのですが、ヨーロッパのコミュニティでは労働市場の中で捉えているので幅が広く、問題が複雑で、どの程度までカテゴリーを広げたらよいのか難し

いところですよ。例えば、社会的にハンディを負っていて社会的・政治的に庇護の必要な人、つまり、シングルマザーや長期間の失業者などにまで範囲を広げていくという話にもなっているのですが、なかなかどこまでが適切かはっきりしていません。

私たちの社会的協同組合は、税制上の優遇措置もあり、あくまでも381号法で規定されている人(身体的、精神的にハンディを負う人)を対象にしています。それ以外の人たちをどうしていくのかについては、また別の法律をつくるのかなど深めていく必要があります。 2005.10.17

(\* )レガコープ社会的協同組合連合会設立総会でのファネッリさんの報告については、P27以降に抄訳を掲載